

三好市広報誌「市報みよし」有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三好市有料広告掲載取扱要綱（平成19年3月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき三好市が発行する広報誌「市報みよし」（以下「市報」という。）に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の大きさ及び掲載位置)

第2条 広告の大きさは、次のとおりとする。

- (1) 1号広告 縦45mm×横59mm
- (2) 2号広告 縦45mm×横120mm
- (3) 3号広告 縦45mm×横182mm

2 広告の掲載位置は、原則として情報ひろばのページに掲載するものとし、配置位置は指定できないものとする。

(掲載料)

第3条 広告の掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 1号広告 10,000円
- (2) 2号広告 20,000円
- (3) 3号広告 30,000円

ただし、3か月以上継続して掲載する場合は5パーセント相当額を、6か月継続して掲載する場合は10パーセント相当額を、それぞれの月額料金から割引くものとする。

(掲載の申込み)

第4条 広告の申込は、要綱第5条の規定を準用し、原稿を添えて提出するものとする。

- 2 申込みは、掲載を希望する市報発行日の1か月前までとする。
- 3 同一広告主が申込みことができる広告は、市報1号につき1件限りとする。

(広告の版下原稿作成)

第5条 広告の掲載を可とする決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、前条の規定による広告掲載決定後、速やかに広告の版下原稿を提出しなければならない。

2 広告の版下原稿は広告主により作成するものとし、市報発行日の2週間前までに提出しなければならない。版下原稿の規格は別に定める。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。